

答 申 個 第 7 5 号

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年12月14日付け企市第61号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

過去の個人情報開示請求において交付用に準備していた文書の却下処分事案 (諮問個第126号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年9月9日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、以下の個人情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

当時の公報の担当者がH26. 11ごろ情報開示（閲覧済？）した扱いになっている150枚程度の文書を情報開示（コピーで欲しい）注意 内5枚は紛失した（情報担当の〇〇氏が見当らないといった）ので又紛失のうち1枚は発見済）

当時145枚あった（●●が言った）として紛失は5枚なので残りの140枚のかたまり？のままコピーが欲しい。

前回は「閲覧方式」は謝絶されコピーをもって帰れと強要されたので、その時の状態のコピーを下さい。つまりもし当時の担当者が処分していたとして、改たに（新たに）再度コピーした文書は、不要です。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る個人情報が請求の対象とならない個人情報であるため、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年9月20日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年11月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が平成26年10月17日付けで行った個人情報開示請求に対し、当庁は平成26年10月31日付けで個人情報開示決定（京都市指令企市第3号）を行い、開示決定に基づき、平成26年11月12日に情報化推進室情報公開コーナーにおいて、請求者に公文書の写しを渡したが、審査請求人は内容確認後、閲覧に切り替えると主張し、受け取らなかった。

審査請求人が求める文書は、平成26年11月12日の開示の際に、当庁が審査請求人に交付するために用意した「公文書の写し」（以下「本件文書」という。）である。

(2) 本件請求を個人情報開示請求却下処分としている理由について

本件文書は、当庁の職員が組織的に用いるものではないため、公文書に当たらず、個人情報開示請求の対象にはならない。

以上のことから、個人情報開示請求却下処分としたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公報の主張は「前提」が違う、話しにならないのです。なぜなら閲覧は未完了なのです。

(2) 未開示なのに、「開示済み」を前提として情報請求の対象にならないとして却下される覚えはないのです。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、審査請求人が平成26年10月17日付けで行った個人情報開示請求に対し、諮問庁が同月31日付けで個人情報開示決定（京都市指令企市第3号）を行い、当該開示決定に基づき、同年11月12日に総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて、審査請求人に交付するために用意していた「公文書の写し」である。

また、審査請求人の「前は「閲覧方式」は謝絶されコピーをもって帰れと強要されたので、その時の状態のコピーを下さい。つまりもし当時の担当者が処分していたとして、改たに（新たに）再度コピーした文書は、不要です。」との個人情報開示請求書に記載されている内容にも合致しており、本件文書は、平成26年11月12日に総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて、審査請求人に交付するために諮問庁が用意していた「公文書の写し」そのものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 諮問庁は、本件文書及び本件処分について次のように主張している。

審査請求人が平成26年10月17日付けで行った個人情報開示請求に対し、当庁は平成26年10月31日付けで個人情報開示決定（京都市指令企市第3号）を行い、開示決定に基づき、平成26年11月12日に情報化推進室情報公開コーナーにおいて、請求者に公文書の写しを渡したが、

審査請求人は内容確認後、閲覧に切り替えると主張し、受け取らなかった。

審査請求人が求める文書は、平成26年11月12日の開示の際に、当庁が審査請求人に交付するために用意した「公文書の写し」であり、当庁の職員が組織的に用いるものではないため、公文書に当たらず、個人情報開示請求の対象にはならない。

以上のことから、個人情報開示請求却下処分としたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、当庁は、本件請求対象である写しの原本を保有しており、いつでも審査請求人の求めに応じて開示する旨を伝えているが、審査請求人から求めはない。

イ これに対して、審査請求人は、「公報の主張は「前提」が違う、話しにならないのです。なぜなら閲覧は未完了なのです。」「未開示なのに「開示済み」を前提として情報請求の対象にならないとして却下される覚えはないのです。」と主張している。

ウ 個人情報開示請求の対象となる個人情報は、公文書に記録されている個人情報である。条例第2条において規定されている「公文書」とは、諮問庁の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該諮問庁の職員等が組織的に用いるものとして、当該諮問庁が保有しているものをいう。

エ 本件文書は、上記6(1)のとおり、平成26年11月12日に総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて、審査請求人に交付するために諮問庁が用意していた「公文書の写し」そのものである。

本件文書は、諮問庁の職員が審査請求人からの個人情報開示請求を受けて、審査請求人に対して交付するために、組織共用文書として保有している公文書をコピーして作成した文書であって、諮問庁の職員等が組織的に用いるためのものではないことは明らかである。

オ したがって、本件文書は、条例に定める公文書に該当せず、本件請求が適法でないとして本件処分を行ったとする諮問庁の主張に不自然なところはない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年12月14日 諮問

平成29年 1月10日 諮問庁からの弁明書の提出

2月28日 審議（平成28年度第9回会議）

3月27日 審議（平成28年度第10回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意

見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）